



平成 25 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 渡 邊 信 義 (JASDAQ・コード 9707)
問い合わせ先	執 行 役 員 吉 野 敬 一 経 営 企 画 室 長
電 話 番 号	03 (5413) 8228

株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ

平成 25 年 9 月 17 日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社は、当社の元監査役及び元取締役並びに現取締役（以下併せて「当社元監査役等」といいます。）を被告とした株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）が平成 25 年 8 月 2 日付けで東京地方裁判所に提起された旨の訴訟告知を受けました。これに伴い当社は、本日開催の取締役会にて被告である当社元監査役等を補助するため、当該訴訟に補助参加することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

当社は、平成 21 年 9 月 18 日付け「当社前代表取締役に対する当社からの訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社元代表取締役社長である神成裕氏（以下「神成氏」といいます。）に対し、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債（以下「本件社債」といいます。）を引き受けたことに関して当社に生じた損害約 35 億円の一部である 4 億円につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟を提起しておりました。そして、平成 25 年 6 月 17 日付け「訴訟の決定（上告審）に関するお知らせ（当社全面勝訴確定）」でお知らせいたしましたとおり、神成氏に対する当該訴訟の第一審及び控訴審並びに上告審において、当社の主張が全面的に認められ、当社の勝訴が確定しております。

また、当社は、当社の元取締役である内田喜朗氏（以下「内田氏」といいます。）に対して、神成氏と同様に、本件社債により当社に生じた損害約 35 億円の一部である 2 億円について損害賠償請求訴訟を提起しており、現在審理係属中であります。

そうした中、平成 24 年 8 月 22 日付け「株主代表訴訟及び当該訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主であると主張する方（平成 24 年 8 月 22 日現在、神成氏が取締役を務める法人の役員に就任していた方です。以下「株主」といいます。）より、平成 24 年 6 月 13 日付けで当社元監査役に対し、監査役としての監視義務違反を理由として、当社が被った損害の賠償を請求する株主代表訴訟が提起され、当社は被告である当社元監査役を補助するため、当該訴訟に補助参加しておりま

した。

しかしながら、平成 24 年 10 月 17 日付け「株主代表訴訟の原告による取り下げに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当該訴訟は訴訟要件を満たさない不適法な訴えであったため原告である当該株主は訴えを取り下げておりました。

その後、平成 25 年 9 月 17 日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当該株主より、改めて、当社元監査役に対し監査役としての監視義務違反を理由として、また当社元取締役及び現取締役に対し、取締役としての善管注意義務及び忠実義務違反を理由として、平成 25 年 8 月 2 日付けで当社が被った損害の賠償を請求する株主代表訴訟が提起されました。

2. 当社の対応

当社としましては、本件社債引受けによる損害は、神成氏及び内田氏が取締役会に諮ることなく、独断で行ったことにより発生したものであり、他の役員に法的責任はないものと判断しており、上記 1. のとおり、既に神成氏及び内田氏に対して、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮の上、本件社債に関して当社に発生した損害の一部の賠償を求めて訴訟を提起しております。そして、神成氏については、当社全面勝訴が確定しており、内田氏については現在係属中です。

そこで、当社は、上記 1. の株主代表訴訟に関し、被告である当社元監査役等の側に補助参加し、当社の主張の正当性が認められるべく対応することといたしました。また、上記株主代表訴訟を提起した株主は、神成氏が取締役に就任している企業の役員に就任している方であり、当該訴訟提起について、株主代表訴訟本来の目的を逸脱した濫用目的によるものであることが疑われますので、この点もあわせて主張してまいります。

以上